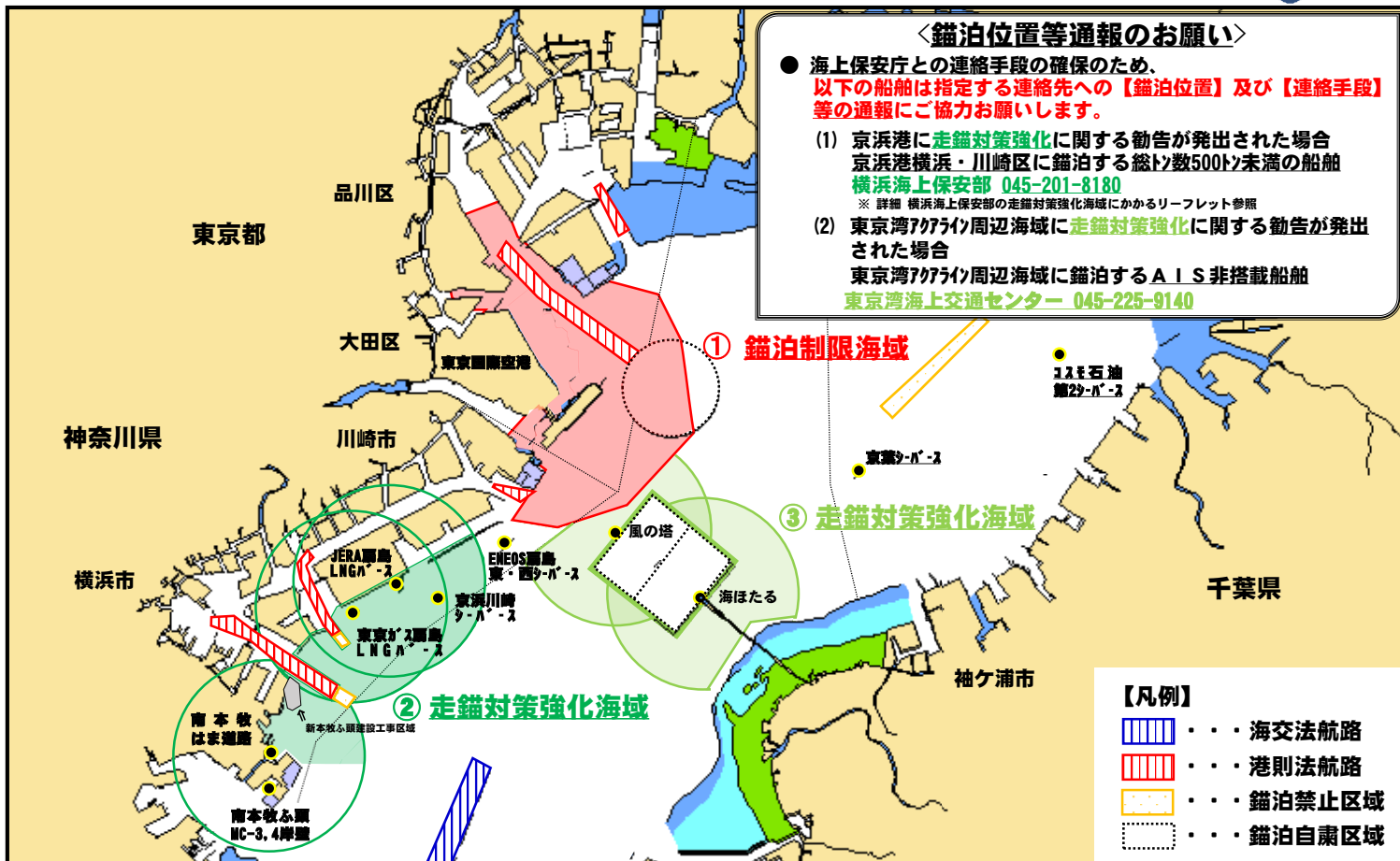


東京湾における走錨事故防止対策海域



下図海域においては荒天時に勧告等が発出されますので、実際の勧告内容等に従って下さい。



＜錨泊位置等通報のお願い＞

- 海上保安庁との連絡手段の確保のため、以下の船舶は指定する連絡先への【錨泊位置】及び【連絡手段】等の通報にご協力をお願いします。
- (1) 京浜港に走錨対策強化に関する勧告が発出された場合
京浜港横浜・川崎区に錨泊する総トン数500トン未満の船舶
横浜海上保安部 045-201-8180
※ 詳細 横浜海上保安部の走錨対策強化海域にかかるリーフレット参照
- (2) 東京湾アクアライン周辺海域に走錨対策強化に関する勧告が発出された場合
東京湾アクアライン周辺海域に錨泊するAIS非搭載船舶
東京湾海上交通センター 045-225-9140

① 錨泊制限海域 港則法第39条第3項・第4項 ※ 罰則あり

範 囲：[東京国際空港]から2海里の範囲（航路及び一部の海域を除く）

基 準：台風の接近等により、平均風速20m/s以上が予想される場合

概 要：【勧告】① 錨泊制限海域において錨泊をしない

② 錨泊制限海域において錨泊している船舶は海域外へ出域 ※適用海域内の航行については制限しない

【命令】①、②の勧告に従わない場合は、錨泊制限海域からの退去を命令

② 走錨対策強化海域（LNGバース及び南本牧はま道路周辺海域） 港則法第39条第3項・第4項 ※ 罰則あり

範 囲：「東京ガス・JERA扇島LNGバース」及び「南本牧はま道路」から半径2海里の範囲（航路及び一部の海域を除く）

● 走錨対策強化勧告

基 準：強風域が到達すると予想される場合（台風来襲時）、風速20m/s以上が予想される場合（台風来襲時以外）

概 要：【勧告】① 国際VHF16ch聴守、船橋当直の増員、錨鎖の適切な伸出等の走錨事故防止対策を実施

② 走錨の早期検知及び早期解消に努め、要すれば機関等を起動し施設への衝突を防止

③ 走錨のおそれを認めた場合、走錨初期における転錨、ちゅう等への移行（段階的かつ多重的に勧告）

【命令】①、②の勧告に従わない場合は、遵守されていない勧告内容を命令

● 錨泊自粛勧告（対象：高乾舷の船舶及び積荷積載率10%以下の船舶）

基 準：強風域が到達すると予想される場合（台風来襲時）、風速20m/s以上が予想される場合（台風来襲時以外）

概 要：【勧告】① 対象船舶は、走錨対策強化海域において錨泊をしない

② 走錨対策強化海域において錨泊している対象船舶は海域外へ出域

※ 適用海域内の航行については制限しない

【命令】①、②の勧告に従わない場合は、走錨対策強化海域からの退去を命令

③ 走錨対策強化海域（東京湾アクアライン周辺） 海上交通安全法第32条第1項・第2項 ※ 罰則あり

範 囲：海ほたる及び風の塔から半径2海里の海上交通安全法適用海域（錨泊制限海域、東京湾アクアライン東水路を除く）

基 準：風速20m/s以上が予想される場合

概 要：【勧告】① 国際VHF16ch聴守、船橋当直の増員、錨鎖の適切な伸出、機関及びブラスターの起動、AISの作動維持等、嚴重な走錨事故防止対策を講じるとともに、走錨の早期検知及び早期解消に努め、東京湾アクアライン関連施設への衝突を防止

② 不測の事態に備え、タグボートの手配ができる連絡体制を確立する

【命令】①、②の勧告に従わない場合は、勧告内容を命令